

都市計画税（武芸川地域）の見直し [案]

1. 市の方針

市では、条例に基づき都市計画区域に都市計画税を課税していますが、平成 17 年 2 月の市町村合併以降、都市計画区域である武芸川地域に「当分の間、都市計画税を課さない」という、特例措置をとってきました。

このたび、この特例措置を廃止し、次のとおり平成 29 年度から武芸川地域に都市計画税を課税することとします。

**都市計画税の特例措置を廃止し、
都市計画区域である武芸川地域にも課税する。**

2. 都市計画税

(1) 都市計画税とは？

都市計画税とは、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。また、都市計画事業等を実施するための借入金の返済にも充てることができます。

(2) 課税の対象となる資産及び納税義務者

毎年、1月1日（賦課期日）現在において、都市計画区域内に所在する固定資産（土地・家屋）を対象に課税し、その所有者に対し固定資産税と併せて納付をお願いします。

※ただし、次のものを除きます。

- ・農業振興地域内の農用地
- ・償却資産

(3) 税率及び計算方法

◆税率 都市計画税：0.3%（固定資産税：1.4%）

◆計算方法

$$\text{都市計画税} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3\%)$$

(4) 課税額

◆関地域：約 9 億円

◆武芸川地域：約 7 千万円（試算額）

※上記の課税額は H27 年度現年度課税分として計算しています。

3. 都市計画とまちづくり

(1) 都市計画区域とは？

都市計画区域は、自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定されたものです。

都市計画区域の指定	関地域	昭和 9 年 2 月 24 日
	武芸川地域	昭和 49 年 12 月 2 日

(2) 都市計画事業とは？

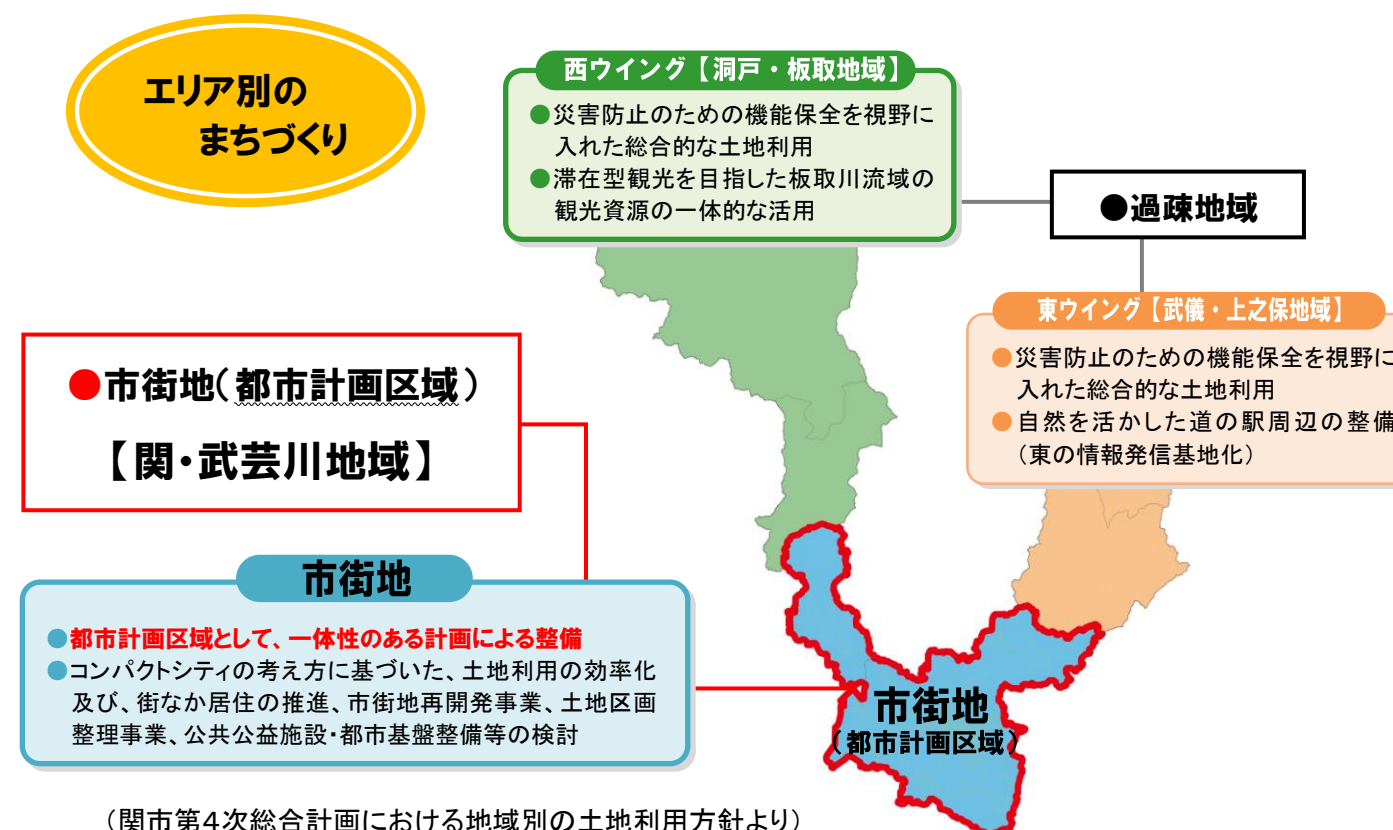
都市計画事業は、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のことをいい、都市計画施設とは、次に掲げる施設をいいます。

—【都市計画施設】—

道路、駐車場、公園、広場、墓園、上下水道、学校、図書館、保育所、老人福祉センター、市場、と畜場（食肉センター）、汚物処理場（浄化センター）、ごみ焼却場（クリーンプラザ中濃）、火葬場（総合斎苑わかかさ、岐北斎苑）等

(3) 市のまちづくりの方針

市では、関市総合計画の「まちづくりの基本方針」に基づき、次のとおり市内全域を大きく3つのエリアに分けてまちづくりを進めています。また、市街地として位置付けている「関・武芸川地域」については、都市計画区域である関地域と武芸川地域を一体のエリアとして捉えたまちづくりを進めています。



4. 市町村合併からの経過

(1) 市町村合併による協議

平成 17 年 2 月の市町村合併によって、1 市 2 町 3 村（関市、武芸川町、武儀町、板取村、洞戸村、上之保村）が 1 つの市となり、新たな関市として誕生しました。

この合併に至るまでには、合併市町村によって「関市・武儀郡町村合併協議会」を設置し、合併後の新市建設計画の作成をはじめ、議会の議員定数・在任の特例の適用、地方税課税の取扱い、行政組織や事務事業のあり方など、合併市町村に関する事項の全般にわたる取扱いについて、協議を重ねてきました。その結果、都市計画税の取扱いについては、合併協議会及び市議会によって次のとおり決定しました。

<都市計画税に関する事項>

【『合併協定書』より抜粋】

◆地方税の取扱い

都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで、現行の課税区域に課税する。

【『関市都市計画税条例』より抜粋】

◆第 2 条第 1 項：納税義務者等

都市計画税は、都市計画法第 5 条の規定により指定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

◆附則第 12 項：武芸川町の編入に伴う都市計画税の特例

編入前の武芸川町の区域内に所在する土地及び家屋に対しては、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、都市計画税を課さない。

**都市計画税は条例に基づき都市計画区域に課税する。
ただし、武芸川地域については「当分の間」都市計画税を課税しない。**

(2) 合併後の取り組み

平成 22 年 9 月 17 日に県が武芸川地域の都市計画区域について、これまでの美濃都市計画区域から関都市計画区域へと区域の変更指定を行いました。これを受けて、平成 23 年 3 月 28 日には「関市都市計画マスタープラン」を新たに策定し、市の都市計画に関する基本的な方針を定めました。市では、武芸川地域が関都市計画区域に指定されたことで、「都市計画税の見直し」を行財政改革の取組項目に位置付けし、協議・検討を重ねてきました。

年月	取組内容
H19～20 年	政策総点検による検討
H22 年 9 月	武芸川地域が美濃都市計画区域から関都市計画区域に変更
H23 年 3 月	関市都市計画マスタープランの策定
H23～26 年	第 5 次行政改革による検討
H27 年～	せき行財政改革アクションプラン（SAP48）による検討、方針決定

5. まとめ

【合併前】

- 都市計画区域に指定されている自治体は、関市と武芸川町の 2 つの市町であった。
- 関市は「関都市計画区域」に指定、武芸川町は美濃市と同じ「美濃都市計画区域」に指定。
- 関市は都市計画税条例に基づき都市計画税を課税、武芸川町は課税していなかった。

【合併後】

- H22 年には、武芸川地域を「美濃都市計画区域」から「関都市計画区域」に変更した。
- H23 年には、新たな「関市都市計画マスタープラン」を策定した。
- 合併以降 10 年以上、武芸川地域には「特例措置」として都市計画税が課税されていない。

これらの経緯を基に、協議・検討を重ねてきた結果、
次の 3 つの理由から「都市計画税」を見直すこととしました。

都市計画税を見直す 3 つの理由

1	市のまちづくりの基本方針は、都市計画区域である「関・武芸川地域」を 一体のエリア として捉えたまちづくりを進めていく考えである。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	武芸川地域に対し「当分の間、都市計画税を課さない」とした特例措置を廃止して、都市計画税の 公平性を図る 。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	都市計画税は、都市計画事業等を実施するための 貴重な財源 である。	<input checked="" type="checkbox"/>

**都市計画税の特例措置を廃止し、
都市計画区域である武芸川地域にも課税する。**

※関市都市計画税条例の改正を経て実施となります。